

鶴田町告示第58号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和8年9月28日

鶴田町長 相 川 正 光



- 1 指定納付受託者の住所及び法人氏名
東京都大田区久が原5丁目13番12号
株式会社寺岡精工
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
庁舎窓口でキャッシュレス決済サービスを利用して納付される手数料等
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年10月1日から契約期間満了の日まで